

島根県立中央病院における公的研究費の運営・管理に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、島根県立中央病院（以下「当院」という。）における公的研究費の取扱いに関し、適正に運営及び管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 公的研究費の適正な運営及び管理については、他の法令等に特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程に用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 公的研究費 厚生労働省その他の府省及びそれらが管轄する独立行政法人から配分される公募型研究資金及びその他公的機関等から交付される公的研究費
- (2) 臨床研究等 前号の資金を受けて実施する臨床研究等
- (3) 研究者 臨床研究等を実施する者
- (4) 事務職員 臨床研究等の事務に従事する者
- (5) コンプライアンス教育 公的研究費の不正使用を事前に防止するために、研究者及び事務職員に対し、自身が取り扱う公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らの
の
どのような行為が不正に当たるかなどを理解させるために実施する教育

(責任体系)

第3条 当院における公的研究費を適切に運営及び管理するために、次の各号に定める者を置く。

- (1) 最高管理責任者 病院全体を統括し、公的研究費の適正な運営及び管理について最終責任を負う者とし、病院長をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の適正な運営及び管理について病院全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、事務局長をもって充てる。
- (3) コンプライアンス推進責任者 当院における不正防止対策及びコンプライアンス教育の実施について管理監督する者とし、事務局経営部長をもって充てる。

(研究者の責務)

第4条 研究者は、「島根県立中央病院における臨床研究等の実施に係る標準業務手順書」に従って公正な研究活動を行うとともに、公的研究費を適正に使用しなければならない。

2 臨床研究等に関わる研究者は、コンプライアンス教育を受講し、誓約書（様式第1号）を提出しなければならない。

(事務職員の責務)

第5条 事務職員は、当院が定める各種規程に従い、公的研究費を適正に管理及び執行しなければならない。

2 公的研究費の管理及び執行に関わる事務職員は、コンプライアンス教育を受講し、誓約書(様式第1号)を提出しなければならない。

(適正な予算管理及び執行)

第6条 当院における公的研究費の管理は、事務局が行うものとする。

2 研究者及び事務職員は、島根県病院局財務規程、島根県病院局職員就業規程等の諸規程に基づき、公的研究費の適正な執行を確保しなければならない。

(不正防止計画の策定及び実施)

第7条 不正防止計画の推進を担当する部署(以下「防止計画推進部署」という。)として、事務局業務課を充てる。

2 防止計画推進部署は、公的研究費の不正使用を未然に防止するための不正防止計画の策定を行い、コンプライアンス推進責任者の指示のもと、不正防止計画を実施する。

3 最高管理責任者は、不正防止計画の周知を行う。

(相談窓口の設置)

第8条 当院における公的研究費に係る事務処理手続きに関し、適正な運営及び管理の支援を図るため、事務局業務課に相談窓口を設置する。

2 相談窓口は、当院における公的研究費に係る事務処理手続きに関する病院内外からの問い合わせに誠意をもって対応するよう努めるものとする。

(不正行為に関する対応等)

第9条 この規程に定めるもののほか、臨床研究等における不正な行為の疑いが生じた場合の対応等については、「島根県立中央病院における研究活動上の不正行為への対応に関する規程」の定めるところによる。

(不正使用に関する対応等)

第10条 当院における公的研究費の不正な使用に関する病院内外からの通報等については、島根県が策定した公益通報等に係る対応に関する要綱の定めるところによる。

2 公的研究費の不正な使用が生じた場合の分限、懲戒等については、地方公務員法、島根県病院局職員就業規程、職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の定めにより適切な処置を行う。

(公的研究費等の使用に係る監査)

第 11 条 公的研究費の適正な管理及び執行のため、島根県病院局財務規程に定める手続きにより支出を行うとともに、島根県監査委員会による監査を受ける。

2 前項に定める監査は、第 6 条に基づいた管理及び執行が行われているか確認・検証し、必要に応じ研究者及び事務職員から聞き取りを行う。

3 監査の結果は、コンプライアンス推進責任者に報告するものとする。コンプライアンス推進責任者は、監査報告をコンプライアンス教育の一環として周知を図り、監査による指摘について再発防止を徹底する。

(不正防止等の不備に係る監査)

第 12 条 防止計画推進部署は、第 7 条により策定した不正防止計画や院内の管理体制など不正防止のためのシステムについて、不備がないか適時内部監査を実施する。

2 内部監査の結果は、コンプライアンス推進責任者に報告するものとする。不備が認められた場合、コンプライアンス推進責任者は速やかに対応を行うものとする。

(雑則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 30 年 1 月 9 日から施行する。

様式第 1 号

島根県立中央病院長 様

誓 約 書

私は、島根県立中央病院における公的研究費の運営・管理に関する規程第 4 条第 2 項及び第 5 条第 2 項により、以下のことを誓約いたします。

- 1 . 当院が定める諸規程を遵守すること。
- 2 . 公的研究費の適正な運営・管理を行い、不正使用を行わず、また加担しないこと。
- 3 . 公的研究費による研究において、不正行為を行わず、また加担しないこと。
- 4 . 当院や配分機関等の諸規程に基づく監査や調査には、全面的に協力すること。
- 5 . 万一、不正使用又は不正行為が認められた場合は、当院や配分機関等の処分及び法的な責任を負うこと。

平成 年 月 日

職名

氏名

印